

令和7年度 社会福祉法人指導監査説明会・研修会 実施要領

1 開催趣旨

社会福祉法人の高い公益性及び非営利性を担保するため、法令等に沿って自律的に適正な運営を確保できる様に、所轄庁が必要な事項について説明又は助言を行う。

2 主催

島根県及び各市社会福祉法人所轄庁が共同で実施する。

3 実施方法

各地区別に集合研修方式で実施

地区	集合研修等日時・会場	対象とする法人属性
松江	令和7年7月10日(木) ①10:00～12:00 ※受付 9:30～ ②13:30～15:30 ※受付 13:00～ 県松江合同庁舎 講堂 松江市東津田町1741-1	・松江市所管法人 ・安来市所管法人 ・松江市に所在する県所管法人
出雲	令和7年7月2日(水) ①10:00～12:00 ※受付 9:30～ ②13:30～15:30 ※受付 13:00～ 県出雲合同庁舎 702・703会議室 出雲市大津町1139	・出雲市所管法人 ・雲南市所管法人 ・出雲市、飯南町及び奥出雲町に所在する県所管法人
大田	令和7年7月1日(火) 13:30～15:30 ※受付 13:00～ 大田市民センター 4階会議室 大田市大田町大田イ128	・大田市所管法人 ・大田市及び邑智郡に所在する県所管法人
浜田	令和7年7月3日(木) ①10:00～12:00 ※受付 9:30～ ②13:30～15:30 ※受付 13:00～ 浜田市総合福祉センター 2階会議室 浜田市野原町859-1	・浜田市所管法人 ・江津市所管法人 ・浜田市、江津市及び邑智郡に所在する県所管法人
益田	令和7年7月9日(水) ①10:00～12:00 ※受付 9:30～ ②13:30～15:30 ※受付 13:00～ 県益田合同庁舎 大会議室 益田市昭和町13-1	・益田市所管法人 ・益田市及び鹿足郡に所在する県所管法人
隠岐	令和7年6月25日(水) 13:30～15:25 ※受付 13:00～ 県隠岐合同庁舎 別館3階会議室A・B 隠岐の島町港町塩口24	・島後に所在する県所管法人
	令和7年6月26日(木) 10:40～12:35 ※受付 10:30～ 県島前集合庁舎 第1・2会議室 西ノ島町大字別府字飯田56-17	・島前に所在する県所管法人

4 参加対象者

理事長、監事、事務局員等（各法人合計5名まで出席可とします）

5 説明・研修会の内容

- ・令和6年度社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要及び令和7年度社会福祉法人等指導監査実施計画
- ・社会福祉連携推進法人制度等について
- ・福祉サービス第三者評価事業について

- ・ DWAT について
- ・ 法人監査で指摘の多い事項とその対応方法について
- ・ 経営指標の見方と活用について
- ・ 社会福祉法人向けの研修について

6 資料について

島根県ホームページに資料を掲載しますので（6月中旬予定）、ダウンロードし事前にご一読のうえご出席願います。

当日資料配布はしませんので、必ず全ての資料を必要部数コピーしてご持参ください。

7 留意事項

◆出席会場について◆

県所管法人については、やむを得ない理由があれば、他会場に出席することができます。各市所管法人については、各所轄庁にご相談ください。

◆出席が困難な場合について◆

令和5年5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、施設への感染拡大防止等、法人の事情により出席が困難な場合もあるかと存じますので、やむを得ない場合は欠席されても差し支えありません。欠席の場合でも、HP掲載の資料は必ずご覧いただきますようお願いいたします。また、「出欠報告書」のご提出もお願いいたします。

なお、昨年度と同様、松江・出雲・浜田・益田会場のみ、①午前の部、②午後の部として、同一の内容で2回開催することといたしました。

◆ご来場にあたって◆

駐車場の台数に限りがございますので、可能な範囲で乗り合わせや公共交通機関の利用のご協力をお願いいたします。

◆受講上の配慮等について◆

説明会・研修会の受講にあたって配慮等が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので、出欠報告書「備考」欄に記載のうえ、所轄庁にご提出ください。

例：車いす1名、介助者1名あり 等

◆松江・出雲・浜田・益田会場の人数調整について◆

午前・午後の2回開催する上記の会場において、参加人数が午前または午後的一方に大きく偏り、会場の収容人数を超える場合は、空きのある日時での参加をお願いする場合がありますので、お含みおきください。

例：松江会場の①午前の部に偏った場合：松江会場の②午後の部での参加をお願いする場合があります。

8 出席者報告期限及び報告書提出先

報告期限：県所管法人は 6 / 16（月） 市所管法人は市通知のとおり

提出先：各所轄庁（県所管法人：県地域福祉課 市所管法人：各市社会福祉法人所管課）

報告書様式：ホームページに掲載

<島根県所管法人>

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部地域福祉課

TEL 0852-22-6791 Fax 0852-22-5448

メール fukukan@pref.shimane.lg.jp ※市所管の法人は、各市へお申し込みください